



平成 25 年 7 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アムスク
 代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎
 (コード番号 7468)
 問合せ先 管理部長 高橋 恭光
 (TEL 03-5302-1556)

平成25年6月5日付け開示「当社第39回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の付議議案及び当社のスクイズアウトに係る株主提案議案への意見表明(賛成)のお知らせ」の一部訂正について

平成 25 年 6 月 5 日付けで開示いたしました「当社第 39 回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の付議議案及び当社のスクイズアウトに係る株主提案議案への意見表明(賛成)のお知らせ」の記載内容に一部訂正事項がございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、株主様には当該内容を以て議決権行使書ならびに委任状提出を頂戴いたしました。

記

修正内容（下線部が修正箇所となります。）

[修正前（4 頁）]

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (新設)	第 3 章 株主総会 (種類株主総会) 第 19 条の 2 第 14 条、第 15 条、及び第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第 13 条の規定は定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3 第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

[修正後]

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (新設)	第 3 章 株主総会 (種類株主総会) 第 19 条の 2 <u>第 13 条第 2 項、第 14 条、第 15 条、及び第 18 条</u> の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第 13 条第 1 項の規定は定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3 第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
(新設)	附則 <u>第 19 条の 2 の規定は、第 39 回定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にも適用するものとする。</u>

以 上